

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月12日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1113/kj00015305.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1113/kj00015305.html</a>

執行機関名 富山県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校に係る就学支援金法第2条に規定する高等学校等を退学し、再び同条に規定する高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金(以下「学び直し支援金」という。)の支給に関する事務(以下「私立学校学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第1項第3号 私立の高等学校に係る就学支援金法第2条に規定する高等学校等を退学し、再び同条に規定する高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金(以下「学び直し支援金」という。)の支給に関する事務(以下「私立学校学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために<u>高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする</u>により、<u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>第2条 学び直し支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18条。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>・富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第4条第3項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	学び直し支援金支給申請書の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第5条第3項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号ロ	富山県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		